

全国初

暴力団排除条例の制定

平成22年4月1日施行



恐れない 金を出さない 利用しない

この条例は、県民の皆様の安全な生活を確保し、健全な社会経済活動を実現するため、暴力団の排除に関し、県民の皆様や事業者の方々の役割、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、事業者による暴力団員等に対する利益の供与の禁止等について定めたものです。

詳しくは、本県警察のホームページをご覧ください。



福岡県警察
シンボル・マスコット「ふっけい君」

条例の主な内容

- 事業者が、暴力団の威力を利用する目的や暴力団に協力する目的のため、暴力団員に金を渡す商取引をすることなどが禁止されます。(悪質な違反は処罰、公表される場合があります。)
- 暴力団事務所に使用されることを知って、不動産取引を行うことが禁止されます。(悪質な違反は、公表される場合があります。)
- 暴力団を相手とする民事裁判への県の支援が強化されます。
- 青少年が暴力団の被害に遭ったりしないようにするための教育が中学・高校で行われるよう、県が指導・支援をします。
- 学校等周辺区域における暴力団事務所の開設・運営が禁止されます。(違反した場合は、処罰されます。)